

議案第120号

さいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場条例の一部を改正する条例

さいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場条例（平成29年さいたま市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前				
別表（第9条関係）							別表（第9条関係）				
区分			利用料金				区分			利用料金	
			市内		市外					市内	市外
団体	午前	午前9時から午後零時まで	全面	半面	全面	半面	午前	午前9時から午後零時まで	午後	午後1時から午後5時まで	
			1,970円	980円	3,940円	1,970円					1,970円
	午後	午後1時から午後5時まで	2,850円	1,420円	5,700円	2,850円					
	全日	午前9時から午後5時	4,270円	2,130円	8,540円	4,270円					

	まで				
時間外利用（1時間につき）		760 円	380 円	1,520 円	760 円
[略]					

備考

- 1・2 [略]
- 3 「団体」とは、25人以上の者が合同してグラウンド・ゴルフ場を利用する場合の集団をいう。
- 4～9 [略]

	まで		
時間外利用（1時間につき）		760円	1,520円
[略]			

備考

- 1・2 [略]
- 3 「団体」とは、50人以上の者が合同してグラウンド・ゴルフ場を利用する場合の集団をいう。
- 4～9 [略]

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。